

# 相続手続きのお手伝い!

相続名義変更アドバイザーが支援します。



## 相続 もしもの時に…

相続手続きといっても、多くの方は馴染みがないため、何から取りかかれればよいのか、どのような手続きが必要なのか、不安が多いと思います。当相談室は会計事務所が運営していますので、どうぞご安心してお気軽にご相談ください。相続・税の専門家として、相続名義の変更、相続税申告業務、遺産分割協議書の作成など、必要な手続きをサポートさせていただきます。

### STEP 1 葬儀後に確認すること

- 亡くなられた方の財産の確定（相続財産の確定）
- 預貯金・有価証券類の評価
- ご自宅（土地・建物）などの評価
- その他ご名義の評価

### STEP 2 相続税申告有無の確認

**申告有**の場合は相続税申告が**必要**となりますので**相続税申告業務**を行います。

相続人の確定（相続証明書作成）  
財産の確定・評価  
（相続財産の減額の可能性をチェック）  
相続税申告書・添付書類の作成  
遺産分割協議書の作成（遺言の検認手続き）  
納税方法の検討  
税務代理・相談

**申告無**の場合は相続税申告が**不要**となりますので**相続名義変更安心パック**®をご利用いただけます。

ご不明点への回答  
相続人の確定（相続証明書作成）  
財産の確定・評価  
財産目録の作成  
遺産分割協議書の作成（遺言の検認手続き）  
税務署へのお尋ねの回答  
税務代理・相談

### STEP 3 申告の有無にかかわらず、各種諸手続きも行います。

- 年金の受け取り変更手続き
- 故人の確定申告（準確定申告）
- 預貯金の名義変更手続き
- 不動産の名義変更手続き

相談・遺言の事なら  
なんでもお気軽に  
ご相談ください!



## 遺言書の作成支援・指導

### 遺言書 遺された遺族のために…

親の遺産相続をきっかけに、生前仲が良かった子供たちが、遺産をめぐる対立により親族関係を断絶してしまう、という例が多く見受けられます。こうした遺産分割をめぐる争いを防止するために、遺言書を作成することが大切です。当相談室では、遺言書の作成にあたり自筆証書遺言の草案作成のサポートや、公証人との打ち合わせを代行し、公正証書遺言の作成までのサポートをさせていただきます。

#### 遺言の種類

①自筆証書遺言（全て自筆で書き押印する）

- 有利な点** → すぐに書いて費用がかからない。  
**不利な点** → 預貯金の払い戻し手続きなどには使用できない場合が多い。（不動産の変更は可能です）  
発見後に家庭裁判所の検認手続きが必要。

②公正証書遺言（公証人に書いてもらう）

- 有利な点** → 公的なものなので間違いが無く、信頼性も高い。  
預貯金の払い戻し手続きにも使用できる。  
発見後も家庭裁判所の検認手続きは不要。  
**不利な点** → 費用がかかる。  
公証人役場まで行かなければならない。

#### 遺言の記載内容について

①財産の分配方法

相続人に対して、財産の分配方法を指定することができる。  
相続人以外に対しても、財産を与えることができる。（遺贈）

②祭祀の継承

お墓や仏壇の所有者、先祖供養の責任者を指定できる。

③遺言執行者

遺産の分配手続きを行う人を指定できる。

④その他（付言事項）

生前に言わなかったこと、相続人に対する想い、今後の暮らしなど何でも書くことができる。

